

○湯河原町真鶴町衛生組合財政状況の作成及び公表条例

昭和52年2月1日

条例第16号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

第2条 財政状況の公表は、毎年5月及び11月に行うものとする。

第3条 前条の規定により、5月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び組合長の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の概況
- (2) 組合構成町の負担金の概況
- (3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (4) その他組合長において必要と認める事項

2 前条の規定により、11月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

3 組合長は、財政事情の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表として、添付しなければならない。

第4条 財政状況の公表は、湯河原町真鶴町衛生組合公告式条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号）の定めるところにより行う。

2 財政状況は、前項の規定によるほか、何人も、公表の日から6箇月間湯河原町真鶴町衛生組合事務所において、閲覧することができる。

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。